

# 埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の自家診療について

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様ご承知のとおり、当組合では、規約により自家診療を給付の対象外とさせていただいているところですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年3月6日以降、PCR検査が保険適用となったこと、また、埼玉県からPCR検査の委託を受けた保険医療機関も増加していることから、自家診療関連のお問い合わせをいただいているところです。

これを受けまして、先に開催された定例理事会において、公費となった感染症の防疫的観点から、自事業所での行政検査であるPCR等検査費用においては、公費にかかる保険者負担額は、自己負担が生じないように7割又は8割の給付とする規約改正を理事の専決により議決し、監督官庁である埼玉県の認可を得たところです。

つきましては、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ○ 事業所内で当組合に加入中の被保険者にPCR検査を実施した場合

- ① 労災への該当・非該当をご確認ください。
- ② 労災非該当の場合、当組合に「自家診療B」の申請書をご請求ください。
- ③ 「自家診療B」にてご申請ください。
- ④ 定例理事会で審査し、承認（不承認）通知を送付します。
- ⑤ 承認通知が到着しましたら、公費番号28の診療報酬明細書を埼玉県国民健康保険団体連合会にご提出ください。
- ⑥ 診療報酬明細書の公費部分を除く請求点数を規約、規程に基づき5割給付にさせていただきます。

**※自院の診療報酬明細書のみ給付の対象になり、院外処方（処方せん、調剤報酬明細書）は給付の対象外になります。**

<費用負担のイメージ>

PCR検査費用(公費負担)		初再診料等の診療費		
県負担 (2割又は3割)	保険者負担(7割又は8割)	自己負担(2割又は3割)	自己又は事業所負担 (2割又は3割)	保険者負担(5割)

#### ○ 公費部分のみ請求する場合（自家診療Bの申請をしない場合）

PCR検査費用（検査＋判断料）のみの公費番号28の診療報酬明細書を埼玉県国民健康保険団体連合会にご提出ください。

<費用負担のイメージ>

PCR検査費用(公費負担)		初再診料等の診療費
県負担 (2割又は3割)	保険者負担(7割又は8割)	自己又は事業所負担(10割)

